

優良取組事例の表彰について

1. 表彰体系について

- (1) 大賞（最優良取組事例）・・・環境大臣賞
- 総合部門
 - 地域部門
- (2) 特別賞（優良取組事例）・・・運営委員長賞（2件程度）

2. スケジュール

1月15日まで	最終締切（当初12月27日までのものを延長）
1月中旬	一次審査（優良取組候補の選定）
2月20日	最優良取組事例選定委員会
3月7日	総会において発表、環境大臣賞として表彰

3. 最優良取組事例の選定について

(1) 選定委員について

- UNEP FI 特別顧問 末吉 竹二郎 氏（委員長）
- 高崎経済大学 経済学部教授 水口 剛 氏
- CSOネットワーク 事務局長・理事 黒田 かをり 氏
- 環境省大臣官房環境経済課長 奥山 祐矢 氏

(2) 選定方法について

- 応募のあった取組事例について、事務局による一次審査により選定された事例の中から有識者を交えた最優良取組事例選定委員会の審査により選定する。
- 選定に当たっては、以下の観点に留意して選定を行い、事例は規模の大小を問わない。下記のうち、一つの観点においてのみの事例であっても、よりすぐれた内容の事例は、積極的に評価の対象とする。なお、環境大臣賞（地域部門）に関しては、「地域性がある」「地場産業発展への貢献に繋がる」等の選考基準を中心として特にすぐれた事例より選定する。

<ul style="list-style-type: none"> ・先進性がある。 ・独自性がある。 ・社会へ与える影響が大きい。 ・ステークホルダーへの意識改革を促す。 ・（地場）産業発展への貢献につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続性がある。 ・他の金融機関と連携している又は連携が可能である。 ・実績（販売数や販売額等）がある。 ・地域性がある。 ・グローバルな広がりを持つ。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 特別賞の選定について

【選定方法について】

- 両運営委員長に、大賞に準じるものとして、表彰に値する事例を選定していただく。
- 「運営委員長賞」として、共同運営委員長両名にて表彰。
- 表彰状は事務局が作成。21世紀金融行動原則の印鑑を捺印（新たに印鑑作成が必要）。

以 上